

さが障害者おしごとフェア企画運営等業務委託仕様書

1. 目的

障害者の収入を増やし、地域で自立した生活が営めるようにすることを目的として、企業等に障害者雇用への理解を深めてもらうことで障害のある方の特性に応じた多様な働く場の拡大（障害者雇用促進）を図るとともに、障害者福祉事業所の収益性の向上（工賃向上）を図る。

2. 事業概要

県内企業の障害者雇用及び障害者福祉事業所への発注促進につながるようなイベントを以下のとおり開催する。

- ・開催日 令和8年1月14日（水曜日）
- ・時間帯 11:00～16:30 を基本とし、集客を考慮し最適な時間を提案すること
- ・開催場所 メートプラザ佐賀（佐賀市兵庫北3丁目8-40）

3. 委託業務の内容

（1）イベント全般に係る運営業務

- ア スケジュール・進行管理マニュアル等の作成
- イ 会場レイアウト作成、会場設営・撤去、誘導員の手配、関係者駐車場の設営・撤去、原状回復に係る一切の業務
- ウ 各種看板の制作、設置、撤去（会場内外案内看板等）
- エ 当日パンフレットの作成
- オ 受付の設置、運営
- カ 出店事業所、出演者等との連絡調整
- キ 参加者の誘導及び安全対策
- ク 情報保障等を含む合理的配慮の実施
- ケ 事前申込の受付
- コ 会場施設との調整（施設全館利用予約済み）
- サ その他イベントの実施に必要な業務

（2）障害者雇用促進イベントの企画・運営に関する業務

- ア 主に障害者雇用に関心のある県内企業（60社程度）を対象に、以下の内容を含むイベントを企画・運営すること。

(ア) 障害者雇用セミナー (13 時から約 1 時間 30 分程度)

(イ) 事業主支援ワークショップ (14 時 30 分から約 1 時間 30 分程度)

(ウ) 関係機関との交流・名刺交換会 (16 時から約 30 分程度)

イ 「障害者雇用セミナー」では、以下の内容を盛り込むこととし、(ア)は受託者で講師・内容を提案すること。なお、(イ)及び(ウ)は県及び関係機関で決定する。

(ア) 障害者雇用に関する制度及び支援機関の役割

(イ) メタバース等を活用した新たな働き方の紹介

(ウ) 障害者雇用に関する優良事例の発表

ウ 「事業主支援ワークショップ」では、佐賀障害者職業センターや障害者就業・生活支援センター等の支援機関をファシリテーターとして、事業主が抱える障害者雇用に関する課題の解決を目的としたグループワークを実施すること。グループ分けにあたっては、参加企業の所在地や業種等を考慮し、より効果的な交流が図れるよう配慮すること。なお、実施にあたっては、佐賀障害者職業センターの指示に従うこと。

エ 「関係機関交流・名刺交換会」では、企業、支援機関、障害者福祉事業所等が相互に交流できる場を設けること。なお、参加者間の積極的な交流が促進されるよう、運営側として適切なフォローを行うこと。

(3) 障害者福祉事業所への発注促進のためのイベントの企画・運営に関する業務

ア 障害者福祉事業所によるブースを設置し、企業等との商談や事業所利用者の確保を目的としたPRを実施すること。ブース数は20～30事業所程度とし、各事業所が自らの業務内容や製品・サービスを紹介及び販売が可能となるようにすること。なお、出展する障害者福祉事業所の募集・決定は県が行う。

イ 企業等が障害者福祉事業所における内職や施設外就労の内容を理解するきっかけとなるよう、参加事業所が請け負うことができる役務や物品の製造・販売内容をまとめたパンフレットを作成し、当日配布すること。

ウ より多くの企業等とのマッチングが図れるよう、PRブース運営においては積極的なフォローを行うこと。必要に応じて、事前の企業ニーズの把握や当日の案内・調整等を行い、効果的な交流が促進されるよう努めること。

(4) 障害者雇用促進や障害者福祉事業所への発注促進のためのその他イベントの

企画・運営に関する業務

- ア 参加者向けにメタバース操作支援システムや分身ロボット等を活用した新たな働き方を紹介するブースを設置すること。なお、メタバース操作支援システム及び分身ロボットのレンタルや操作者との調整は県で行う。
- イ 参加者向けに支援機関や支援制度の紹介を行うブースを設置すること。
- ウ その他、必要に応じて、参加者の障害者雇用の理解促進や各機関の連携強化につながる企画を実施すること。

(5) 広報に関する業務

- ア 本事業の趣旨及び内容を広く周知するため、以下の広報活動を実施すること。
特に、県内企業等に対しては、参加の意義やメリットが伝わるよう工夫を凝らし、来場促進につながる広報活動を実施すること。
 - (ア) チラシ、各種媒体等を活用した広報
 - (イ) 関係機関（ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、商工会議所等）との連携による周知
 - (ウ) 受託者が有する企業・団体等との関係性を活用した個別案内等
- イ 広報物の作成にあたっては、掲載内容、デザイン等について事前に県と協議のうえ、決定すること。

(6) 効果測定に関する業務

- 各イベントの参加者数をカウントして報告すること。また、参加者にアンケートを実施すること。なお、内容および集計方法については、事前に県と協議のうえ決定すること。

尚、上記（１）～（６）に係る経費は全て受託事業者が負担することとする。

4. 委託期間

令和８年２月２７日（金）まで

5. 実施報告書

受託事業者は、事業終了後すみやかに実施報告書を県に提出すること。その際、業務内容を実施した実績に関する報告資料を添付すること。

6. 委託料の支払い

完了払

7. 留意事項

- (1) 委託業務の実施については、障害福祉課就労支援室と受託者で協議を行い実施すること。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 本事業の実施に係る関係機関との調整・近隣対策等が必要な場合（申請・届出等含む）については受託者によりこれを行うこと。
- (4) 設備、資機材等は特に指示のない限り受託者が調達するものとし、その費用及び会場使用料はすべて契約金額に含めるものとする。
- (5) 受託者は本事業の実施にあたって必要な保険に加入すること。なお加入後は保険書類の写しを、県障害福祉課就労支援室に提出すること。
- (6) 真にやむを得ない理由がある場合は、イベント等の開催の時期及び場所等について変更する場合がある。その際は佐賀県と受託者との協議によって決定する。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損負傷又は第三者への損害は、受託者が弁償又は賠償する。
- (8) 本事業において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (9) 本事業において作成される成果物の著作権については、全て佐賀県に帰属する。ただし、企画競争に応募された著作物についての著作権は除く。本事業において作成された成果物の著作者人格権は行使しないものとする。
- (10) 個人情報の重要性を認識するとともに、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等がないよう万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いにあたっては、佐賀県個人情報保護条例等を遵守すること。